

社会保障国民会議(第1回)

参 考 資 料

※ 国民会議における議論に資するため、事務局において整理したもの
(各制度についての説明は概略を示したものであり、数字や金額は概算である。)

我が国の社会保障制度の基本的な考え方

- 国民生活は国民一人ひとりが自らの責任と努力によって営むことが基本(自助)。
- 同時に、個人の責任や自助努力のみでは対応できない生活上のリスク(病気やけが、老齢や障害、失業など)に対して、国民が相互に連帯して支え合うことによって安心した生活を保障(共助)
- 加えて、自助や共助によってもなお生活に困窮する者に対して、生活保護制度により健康で文化的な最低限度の生活を保障(公助)

1 自立した生活の経済的基盤となる所得の保障

- ・ 自立した生活を営む経済的基盤を確立するための雇用の確保(雇用政策、労働市場政策)
- ・ 雇用の確保を基盤に、失業や老齢・障害等による稼得能力の喪失に対して所得を保障(雇用保険、年金保険)
- ・ 自助や共助によってもなお生活に困窮するときの「最後のよりどころ」として健康で文化的な最低限度の生活を保障(生活保護)

2 地域生活や家庭生活を支える社会サービスの保障

- ・ 住み慣れた家庭や地域で、人間としての尊厳をもって、生涯を通じて健やかで自立した生活を送れるよう、病気や負傷に対して医療サービス、要介護状態に対して介護サービス、障害に対して自立支援のためのサービスなどの社会サービスを生活圏域で保障
- ・ そのための人的・物的な基盤(サービス提供基盤)を整備するとともに、国民共同で必要な費用を負担

3 持続可能な社会の担い手となる次世代の育成を支える給付・サービスの保障

- ・ 仕事と生活の調和の実現を進めつつ、
- ・ 親の就労と子どもの健やかな育成の両立を支援し、また、すべての子どもの健やかな育成と子どもを持つ全ての家庭の子育てを支援する給付・サービスを保障
- ・ これにより、将来にわたって持続可能な社会の担い手となる次世代の育成を支援

現在の社会保障の給付の水準(マクロでみた場合とミクロでみた場合)

【マクロでみた社会保障給付の現状】

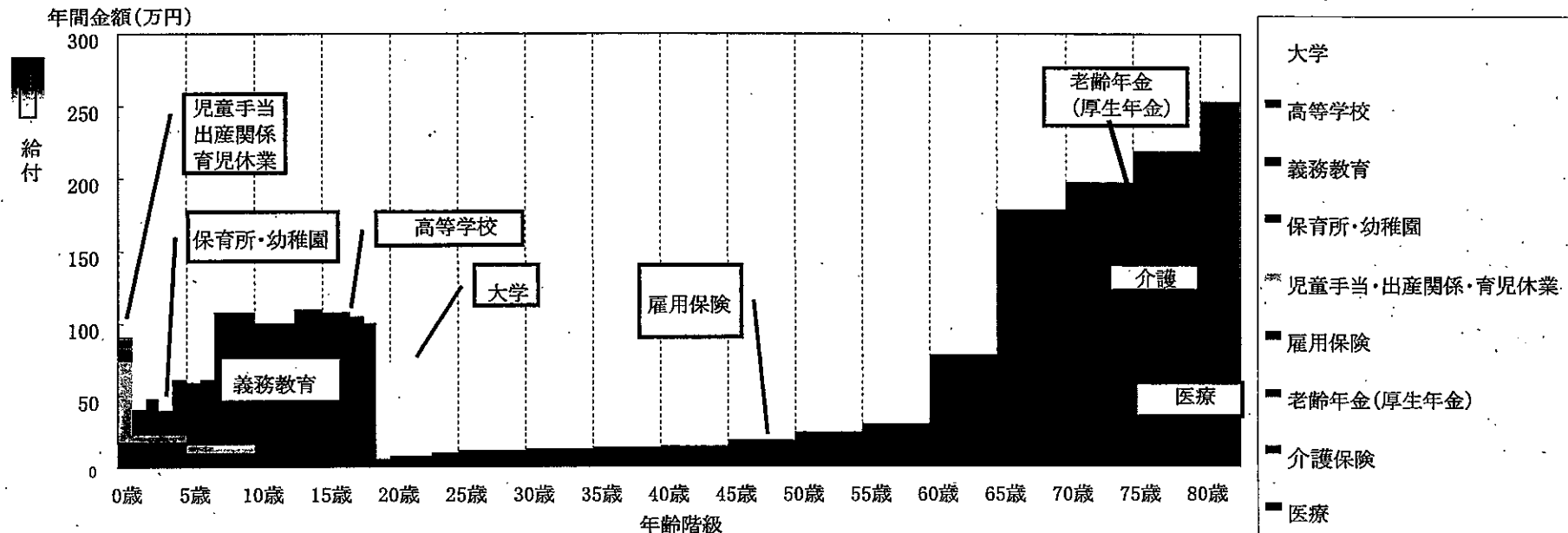
社会保障給付費 平成17年度(実績) 87.9兆円 (対国民所得比 23.9%)

年金 46.3兆円(53%)
《対国民所得比 12.6%》

医療 28.1兆円(32%)
《対国民所得比 7.6%》

福祉その他
13.5兆円(15%)
《対国民所得比 3.7%》
(うち介護5.9兆円(7%)
《対国民所得比 1.6%》)

【1人の生涯から見た社会保障給付の姿】



(注)平成11年版厚生白書記載のデータを平成15年度の実績等をもとに修正し、1人の生涯から見た社会保障給付の姿のイメージとして示したもの

なお、全年齢を通じた国民1人当たりの社会保障給付費の平均は、68.8万円(平成17年度)。

所得保障

☆ 万が一、失業したときのために

雇用保険（失業等給付）

雇用保険の被保険者の方が、倒産、解雇、自己都合等により離職し、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1日も早く再就職していただくために支給されるもの。

(例) 勤続20年の40歳の会社員(月給36万円)が、会社倒産により失業し、求職活動した場合月額約18万円(過去の月給の50%相当)の給付を、約9か月にわたり、受けることができる

☆ 老齢等により、所得確保が難しくなったときのために

年金

老齢の方、障害を負った方等の、所得の喪失又は低下を、一生涯保障するもの。

・サラリーマンの方なら……

(例) 平均的な収入(36万円)で40年間就業したサラリーマンの夫婦

厚生年金

月額232,592円

(平成19年度)

※ 夫婦の基礎年金部分を合わせ、計算

※ 将来的にも所得代替率50%を維持

物価、賃金の上昇を考慮せず、ともに85歳まで生きたとすると、生涯の年金総額は約5,600万円となる。

・40年間保険料を納付した自営業者の方なら……

老齢基礎年金

月額 66,008円

(平成19年度)

・子供の時から重い障害があったり、働き盛りの時に事故で重い障害が残ってしまった場合……

障害基礎年金(1級)

月額 82,508円

※ これに加え、サラリーマンの場合は、報酬比例年金を給付
(平成19年度)

・高齢者世帯の平均収入(約302万円)の約7割(約212万円)は公的年金等がカバー

☆ 病気になったり、ケガをしたときのために

医療サービス

○サービスの提供体制

・全国の平均的な姿(人口10万人の市に置き換えてみると…)

| | 人口10万人当たり | 1人の医師等が対応する人数 |
|-------|-----------|------------------|
| 医師数 | 約220人 | 1人の医師で、455人の国民 |
| 看護職員数 | 約980人 | 1人の看護職員で、102人の国民 |
| 病床数 | 約1,300床 | 1病床で、77人の国民 |



○医療費

- ・ 外来や入院で医療サービスを受けた場合も、原則7割が医療保険によりカバーされる。さらに、医療費の自己負担額が高額となった場合の高額療養費制度もある。

(例1) 入院の場合 ※ 現役世代で、高額療養費の対象となる場合。

- ・ 胃がんの手術のため30日間入院
 - 医療費合計 約158万円 (うち約148万円は医療保険から給付)
- ・ 肺炎の治療のため、病院の療養病床に30日間入院
 - 医療費合計 約44万円(うち約35万円は医療保険から給付)

(例2) 風邪をひいて、外来にかかった場合

- 医療費合計 約10,600円 (うち約7,400円は医療保険から給付)

- ・ 日本人の生涯医療費は約2,300万円(その半分は70歳以上で支出)。
- ・ 日本の国民医療費の約86%は、医療保険等によって給付されている。

○サービスの提供体制

・全国の平均的な姿(人口10万人・高齢化率20%の市に置き換えてみると…)

高齢者2万人、要介護高齢者3,000人(うち要介護3~5の中程度の者が1,000人以上)に対して

| | 高齢者2万人当たり | 1人のホームヘルパー、1定員が対応する人数 |
|---------|-----------|-------------------------|
| ホームヘルパー | 132人 | ホームヘルパー1人で、要介護高齢者20.5人 |
| グループホーム | 定員91人 | グループホーム1定員で、要介護高齢者29.7人 |
| 施設サービス | 定員614人 | 施設1定員で、要介護高齢者(中程度)1.9人 |



-104-

○介護給付費

・在宅や施設で介護サービスを受けた場合も、原則9割が介護保険によりカバーされる。
 さらに介護費用の自己負担が高額となった場合の高額介護サービス費制度もある。

(例1) 在宅で訪問介護等を利用する要介護3のお年寄りの場合

→ 最大約27万円分のサービスの利用が可能(うち最大約24万円は介護保険から給付)

(例2) 特別養護老人ホームに入所する要介護5のお年寄りの場合

→ 平均的な1人当たり費用額は約29万円(うち約26万円は介護保険から給付)

☆ 子育て支援が必要になったときのために

子育て支援サービス

○サービスの提供体制

- ・ 保育所数(22,848か所) : 定員数 210.5万人(平成19年度)
※ 3歳未満児の約2割(5人に1人)、3歳以上児の約4割(5人に2人)が保育所を利用
- ・ 放課後児童クラブ数(16,685か所)(平成19年度) 登録児童数:約75万人
※ 小学校3年生までの子供の約2割が利用
- ・ 地域の子育て支援の拠点数 4,130か所(中学校区の約4割に設置)(平成18年度)



○子育て支援に関する給付

・子どもが生まれたとき

1 出産児につき35万円の出産育児一時金が健康保険等から給付(分娩の費用等に充当)

・子育てのために休業したとき

子どもが1歳になるまで休業前賃金の50%(※)が雇用保険から育児休業給付として給付
(保育所 に入れない場合等は1歳半まで) ※ 平成21年度末までの暫定措置

・働くために保育所を利用したとき (例えば横浜市で2歳の子どもを保育所に預けると・・・)

保育にかかる費用月約10万円のうち、約7万円を公費で負担 ※ 家計の状況等により異なる。

・小学校までの子どもを育てているとき

第1子、第2子は月額5,000円、第3子以降は月額10,000円の児童手当が給付
(3歳未満についてはすべて月額10,000円)(高所得の方を除く全体の9割の方に給付)

